

令和5年度法務省委託いじめ・児童虐待防止に関する啓発動画の
企画・制作に係る入札（仕様書）

1 件名

いじめ・児童虐待防止に関する啓発動画の企画・制作

2 目的

学校におけるいじめの認知件数が約62万件と過去最多となり、児童相談所による児童虐待の相談対応件数も約21万件と過去最多を更新している。また、SNSなどを通じて嫌がらせを受けるネット上のいじめの認知件数も2万件を超えるなど、こどもを取り巻く人権状況は非常に深刻な状況が継続している。こうした人権状況を改善するため、いじめや児童虐待防止に関する正しい知識を身に付け、周知と啓発に役立てるための動画を制作する。

なお、法務局の職員や人権擁護委員等が、講師として研修を行う際、本動画を使用することを前提に制作する。

3 発注内容

- (1) 上記2の目的を踏まえた、いじめ編及び児童虐待編の2本の動画の企画・制作
- (2) 各動画のインターネット上におけるストリーミング配信用データの制作
- (3) 各動画の広報用チラシの制作
- (4) 各動画の活用の手引の制作
- (5) 本件業務に関する連絡調整等付随業務一式
- (6) その他、映像教材制作業務に付随して発生する作業等

4 基本的方向

(1) いじめ編

ネット上のいじめ等、近年の学校におけるいじめの実態や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく施策の動向を踏まえた映像教材を制作する。また、いじめによる自殺予防のため、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口を案内する要素を動画に盛り込むこと。

※ 参考：

「わたしたちの声 3人の物語」いじめをなくすために、今（平成25年度）

<https://youtu.be/BQW5zjbnkNA>

「勇気のお守り」（平成23年度）

<https://youtu.be/qRiT0G3S7BQ>

(2) 児童虐待編

ア こども向けパート

児童虐待に当たるケースを認識してもらい、そうした事態に直面したときの周囲へのSOSの出し方や悩んだときの相談窓口を案内するなど、気づきを促し、救済につなぐことができる映像教材を制作する。

イ 大人（保護者）向けパート

児童虐待に当たるケースや、児童虐待は、「しつけ」とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えることをきちんと認識してもらうことに加えて、昨年12月に民法が一部改正され、親の子に対する懲戒権が削除され、子の監護・教育するに当たっての義務（子の人格権の尊重、子の年齢や発達の程度への配慮、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止）が規定されたことを踏まえ、大人（保護者）はこどもの権利を守るべき立場にあることなどを正しく理解してもらうことにより、虐待事案一般の発生防止に資する映像教材を制作する。

※ 参考：

「虐待防止シリーズ」児童虐待（平成22年度）

<https://youtu.be/rYI3D1RiC9A>

(3) 訴求対象

ア いじめ編

小学生、中学生（及び国民全般）

イ 児童虐待編

こども向け：小学生、中学生

大人向け：保護者（及び国民全般）

(4) 想定すべき活用場面

ア 人権擁護委員等が実施する人権研修等（eラーニング研修を含む）における視聴用素材としての活用

イ 公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し、配架

ウ 各種イベント等における映像上映

エ インターネット上でのストリーミング配信

オ 人権擁護委員等が実施する「人権教室」

(5) 留意すべき観点

ア 「人権教室」等において、法務局の職員や人権擁護委員等が教材として使用できるよう、実際の学習内容を意識した、具体的かつ実践的な内容とする。特に児童虐待編については、児童館、保健センター等の地域コミュニティにおいて、親世代向けに児童虐待防止をテーマとする「人権教室」を実施することを想定したものとする。

イ いじめ・児童虐待は重大な人権侵害であると理解できるものとする。

ウ いじめ・児童虐待に関する最新の問題点や関心に応え得るものとする。

エ 近時の法令改正を踏まえた内容とする。

オ 小学生、中学生、保護者のみならず、世代、職業、立場を超えて、誰もが理解しやすい内容とし、様々な場面で活用できる構成とする。

カ 法務省の人権擁護機関が実施する相談窓口等の存在を周知する内容を含める。

キ 単に知識を一方的に与えるだけでなく、視聴者自身に気づきを促すような内容とする。

ク 地方公共団体、企業等各種組織における人権教育・人権啓発活動で活用できる内容とする。

ケ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにする。

コ 研修会や講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として適切な内容・構成とする。

サ 人権擁護委員が登場するものとする。

5 制作内容

(1) 動画

ア 表現方法

動画はアニメーションを主とし、必要に応じて実写及びCG等を用いること。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

イ 構成例

本動画を視聴することでも研修を完結できるよう考慮し、いじめ編、児童虐待編それぞれについて下記を想定。ただし、より良い構成がある場合は提案すること。

(いじめ編)

- ①プロローグ（導入）：約1分程度
- ②ケース1（事例紹介）：約5分程度
- ③ケース1（事例解説）：約3分程度
- ④ケース2（事例紹介）：約5分程度
- ⑤ケース2（事例解説）：約3分程度
- ⑥エピローグ（まとめ）：約1分程度

(児童虐待編)

解説付きショートムービー集（各30秒から1分程度）

・児童虐待を正しく認識してもらうことなどを前提として、児童虐待の分類（身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト）にも配慮しつつ各パート10本程度（合計20本）のショートムービーで構成

- ①こども向けパート：10本程度、収録時間計5～10分
- ②大人向けパート：10本程度、収録時間計5～10分

事例については、文部科学省から示された「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」を参照とすること。

※ 参考：

https://www.mext.go.jp/content/20210326-mxt_chisui02-000045303_1.pdf

また、児童虐待の背景に宗教等の信仰が要因となっているケースも想定されるため、厚生労働省から示された「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」を参照の上、いくつかの事例の中の背景事情の一つとして、そのような要因もあることを紹介すること。

※ 参考：https://www.mhlw.go.jp/content/221227_02.pdf

さらに、大人向けパートには、昨年12月の民法一部改正の内容（懲戒規定が削除され、子の利益のために、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこと）を紹介すること。

※ 参考：<https://www.moj.go.jp/content/001395212.pdf>

なお、エピローグ（まとめ）として相談窓口の案内をすること。

(2) 活用の手引

ア 形態等

各動画パッケージに同梱するそれぞれの小冊子を作成する。研修等で動画を活用するための手引であるが、視聴者が個人で読んでも参考に見えるようなものとする。

イ 構成

映像におけるいじめ編及び児童虐待編のテーマ構成を踏まえつつ、以下の要素を盛り込むことが想定されるがこれにとらわれる必要はない。

- ①概要・ねらい
- ②基本的な視点
- ③必要な機材等
- ④講義（授業）展開例
- ⑤板書例
- ⑥ワークシート

6 規格等

(1) 動画

ア 映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

(ア) 映像形態：「5 制作内容 (1) 動画」参照

(イ) 撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

(ウ) 収録時間：いじめ編、児童虐待編各々20分程度を想定

(エ) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

(オ) アスペクト比：16：9（レターボックスなしの実質比）

イ メディア（DVD-Video）の製造

※ いじめ編及び児童虐待編の2つの独立したパッケージを作成すること。

(ア) メディア：DVD-Video

(イ) 枚数：いじめ編及び児童虐待編各4，360枚

(ウ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

- ①字幕なし・副音声なし
- ②字幕なし・副音声あり
- ③字幕あり・副音声なし
- ④字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

(エ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。また、コピーガード（CSS）は設定しないこと。

(オ) ジャケット：必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をカラー印刷すること。

(カ) パッケージ：DVD用のトールケースを使用し、DVD、ジャケット、広報用チラシ、活用の手引を封入し、シュリンク包装を行うこと。

※ トールケースはカラー印刷によるジャケットを封入すること

ウ メディア（Blu-rayディスク）の製造

(ア) DVD-Videoと同内容のフルハイビジョン映像が収録されていること。

なお、字幕の有無や副音声の選択、チャプター選択等の機能のためのメニュー画面での操作ができることが望ましいが、必須ではない。ただし、メニュー画面での操作ができない場合でも、“字幕あり・副音声あり” “字幕あり・副音声なし” “字幕なし・副音声あり” “字幕なし・副音声なし” の4パターンの映像を個別に収録すること。

(イ) パッケージに関しては、DVD-Videoと同等のものは必要ないが、簡易的なジャケットやレーベル面への印字等により、内容表示すること。

(2) ストリーミング配信用データ

ア 映像：各編につき以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

① 「全編通し」データ

② 動画構成に基づき分割した個別のストリーミングデータ

※ フルサイズのコピーデータと1データあたり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。

イ 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)

ウ 解像度：以下の仕様による

〔HD〕 1920× 1080	ファイルサイズ	1GB未満
	帯域	10Mbps程度
	フレームレート	30fps
	アスペクト比	16：9（レターボックスなしの実質比）

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議のうえ、変更することも可能。

(3) 広報用チラシ

- ア 部数：各4，360枚（各DVDに同梱）
- イ 体裁：A4判／両面
- ウ 刷色：4C
- エ 版下：印刷用完全データ作成のこと
- オ PDFデータ：
 - (ア) 版下データとして使用できる高精細なもの（トンボ付き）
 - (イ) ウェブ等での閲覧用のもの（トンボ無し）

(4) 活用の手引

- ア 部数：各4，360部（各DVDに同梱）
- イ 体裁：DVD-Videoのケースに折らずに納まるサイズ／中綴じ
- ウ 刷色：表紙4C／本文4C
- エ ページ数：12ページ程度
- オ 版下：印刷用完全データ作成のこと

7 成果物

(1) DVDパッケージ等

- ア DVD-Video（トールケースに収納したパッケージ）
各4，360枚
- イ Blu-ray
各4枚
- ウ DVDジャケット、盤面版下データ及びPDFデータ
各4セット
- エ 完成台本データ及び字幕データ

- 各4セット
- オ 広報用画像
各4セット
※ 主要な場面等の画像データ（各30～50枚程度）
- カ 映像原版を記録した適宜のメディア
各2セット
※ XDCAM又はハードディスク等の記録媒体にて納品すること。
※ XDCAMの場合、キューシートを添付すること。
※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。
- キ DVDプレスマスター
各1セット
※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納品すること。
- (2) ストリーミング配信用データ
各4セット
- (3) 広報用チラシに係るデータ等
 - ア 印刷用版下データ及び出力仕様書
 - イ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ
 - ウ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ
 - ※ データについては各4セット
- (4) 活用の手引に係るデータ等
 - ア 印刷用版下データ及び出力仕様書
 - イ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ
 - ウ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ
 - ※ データについては各4セット

8 納品

(1) 納品日

令和6年2月29日（木）

(2) 納品場所

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

（東京都千代田区霞が関1-1-1）

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階)

ウ 当センターの指定する場所

(都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定)

※ 法務局・地方法務局、地方公共団体(都道府県・市区町村)、その他関係団体への発送分

(3) 納品物振り分け

納品物	数量	納品先別数量/備考
〈動画〉 DVD-Video	4,360枚 ×2種	ア 法務省×2×2種 イ 当センター×27×2種 ウ 梱包・発送業者×4,331 ×2種
〈動画〉Blu-ray ディスク	4セット ×2種	ア 法務省×2×2種 イ 当センター×2×2種
〈動画〉 映像原版	2セット ×2種	イ 当センター×2種
〈動画〉DVDプレ スマスター	1セット ×2種	イ 当センター×2種
関連データ一式	4セット ×2種	ア 法務省×1×2種 イ 当センター×3×2種

9 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。
また、同書類のPDFデータを、下記12の提出先宛てにEメールで送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者あたり2案まで提出可

- (ア) 企画意図・趣旨・体制図等(10 その他(11)(15)(16)に記載する内容を含む)
- (イ) 研修動画構成案及びシノプシス(各編につき2,000字程度)
- (ウ) その他映像表現やイメージ等補足資料(任意)
- (エ) 活用の手引のイメージ
- (オ) 制作スケジュール
- (カ) 補足資料等 ※ 任意

イ 入札書(要封緘)1部

ウ 委任状(書式自由。代表者が入札する場合は不要)1部

- エ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（写し） 1部
- オ 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙） 1部

(2) 落札方式

総合評価落札方式

- ※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限（厳守）

ア (1) のア

令和5年7月10日（月）午前11時

イ (1) のイ～オ

令和5年7月20日（木）午前10時30分

(4) 開札

令和5年7月20日（木）午前11時から

- ※ 当センターにて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、7月5日（水）までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

10 その他

- (1) 応札者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 応札者から提出された提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。
- (4) 本業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、契約後5営業日以内に企画書及び企画から制作、納品までの工程表（企画書提出後、納品までのスケジュール表）を制作し、当センターの了承を得ること。
なお、当センターからの修正及び構成の指示に係る期間について十分な余裕を持って臨むこと。
また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。

- (6) 本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (7) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正が複数回発生することが想定されるので、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (8) 受注者は、制作した動画の内容等について、当センターが必要な修正を求めることを了承すること。
- また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。
- その他、受注者は、必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。
- (9) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (10) 本動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (11) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD・V i d e o等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。
- (12) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (13) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項については、当センターと協議すること。
- (15) 本業務を実施するに当たって、知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。

- (16) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (17) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提案書等への必要事項記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (18) 開札は当センター内において応札者の面前で行う。
- (19) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (20) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

1.1 監督及び検査

本業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 小笠原崇嗣
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

1.2 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第2課 鈴木・齋藤
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803
Eメール suzuki@jinken.or.jp
 saito@jinken.or.jp
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>